2　1に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、木材利用促進本部長が本部に諮って定めるものとした。(第五条関係)

3　その他所要の改正を行うこととした。

二　関係政令の整理

所要の規定の整理を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

◇大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（政令第二七五号）(環境省)

1　ばい煙発生施設の規制規模要件の改正

大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設に該当するボイラーの規模要件について、伝熱面積に関する基準を廃止するとともに、バーナーの有無にかかわらず燃料の燃焼能力に関する基準を適用することとした。(別表第一関係)

2　施行期日

この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

◇動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七六号）(環境省)

1　手数料

㈠　犬又は猫の登録に係る手数料の額は、一、〇〇〇円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、三〇〇円）とすることとした。(第五条第一号関係)

㈡　犬又は猫の登録証明書の再交付に係る手数料の額は、七〇〇円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、二〇〇円）とすることとした。(第五条第二号関係)

㈢　犬又は猫の変更登録に係る手数料の額は、一、〇〇〇円（電子情報処理組織を使用する場合にあっては、三〇〇円）とすることとした。(第五条第三号関係)

2　施行期日

この政令は、令和四年六月一日から施行することとした。

◇武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二七七号）(内閣官房)

1　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四九号）の一部の施行に伴い、許可外国医療関係者に適用する救急救命士法（平成三年法律第三六号）の規定から、研修に関する規定を除くこととした。(第二一条関係)

2　この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

政　令

愛玩動物看護師法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十九日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第二百七十三号

愛玩動物看護師法施行令

内閣は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第二条第一項、第十一条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十六条第二項及び第三十三条第一項（同法第三十七条第二項（同法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに同法附則第三条第三項において準用する同法第三十三条第一項（同法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する同法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　愛玩動物看護師法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める動物は、次のとおりとする。

一　オウム科全種

二　カエデチョウ科全種

三　アトリ科全種

（免許証等の再交付手数料）

第二条　法第十一条（法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、三千四百円とする。

（免許に関する事項の登録等の手数料）

第三条　法第十六条第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　愛玩動物看護師名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者　五千八百円

二　愛玩動物看護師免許証明書の書換交付を受けようとする者　三千四百円

（受験手数料）

第四条　法第三十三条第一項（法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める受験手数料の額は、二万七千二百円とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（令和四年五月一日）から施行する。

（予備試験等の受験手数料）

2　法附則第三条第三項において準用する法第三十三条第一項（法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める受験手数料の額は、一万四千円とする。

3　法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する法第三十三条第一項の政令で定める受験手数料の額は、二万七千二百円とする。

農林水産大臣　野上浩太郎

環境大臣　小泉進次郎

内閣総理大臣　菅　　義偉